

通勤中及び勤務中の交通事故

～自賠責保険と労災保険～

勤務中や通勤中で自動車事故に遭った際は、自賠責保険・労働保険、どちらかを選んで申請します。

自動車保険とは？

自動車保険には2つ、自動車損害賠償責任保険と任意加入自動車保険があります。

自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）とは。

法律で加入が義務付けられている、被害者(相手方)の身体の損害を救済する保険。

任意加入自動車保険（任意保険）とは。

追加で加入する保険。自賠責保険で賠償しきれない相手方の身体の損害額や、同乗者・自身(ドライバー)の身体や自動車などの対物、事故処理費用を補償する保険。

労働災害保険（労災保険）とは？

労災保険は、勤務中だけでなく、通勤中の事故に対しても補償されます。

労災保険が認められるには。

- ・労働契約に基づき、業務を実行している。
- ・怪我や死亡の原因が業務上の事由であること。
- ・事故発生の時間が明確であること。

ここがチェックポイント

補償金	自賠責保険	任意保険	労災保険
治療・入院費用	相手のみ	相手・自分の両方	自分のみ 上限なし
後遺障害補償金	相手のみ	相手・自分の両方	自分のみ
死亡補償金	相手のみ	相手・自分の両方	自分のみ
休業手当	相手のみ 日額	原則：相手のみ	自分のみ 日額の8割
対物損害金	なし	あり	なし
事故処理費用	なし	あり	なし
診療報酬単価	自由診療	自由診療	認定診療

